

みやぎの 生衛だより

70

2016. 1

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター
仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ 107号
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764
URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>
E-mail miyagicenter@seiei.or.jp



西方寺(定義如来)

新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター
理事長 佐藤 勘三郎

新年明けましておめでとうございます。

皆様には穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、常日頃、当指導センター事業に格別なるご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成二十七年を振り返ってみますと明るい話題から辛い話題までいろいろございました。明るい話題としては二〇二〇年東京オリンピック、パラリンピック開催決定がありますが、これにはエンブレムの盗用と競技場建設費の高騰という負の面もございました。県内では七月に大型の水族館「仙台うみの杜水族館」がオープンし大変な賑わいを見せ、開館後わずか五ヶ月足らずで見学者が百万人を突破しました。また、十二月には仙台市地下鉄の東西線開業がございました。これらが賑わいの切っ掛けになってくれればいいと考えているところです。一方、自然災害の発生も多く、台風十八号の豪雨による鬼怒川の決壊や大崎市内の河川決壊により多くの被害がございました。世界に目を向ければフランスでの大規模なテロ事件がございました。本当にやりきれない気持ちでございます。今年一年、明るい話題に包まれることを願っております。

わが宮城も大震災からまもなく五年になります。復旧・復興は着実に進んでおりますが、今後、被害が大きかった沿岸部の復興が一層加速するものと期待しております。また、今年五月には伊勢志摩サミット開催が予定され、これに伴い県内秋保地区で財務相・中央銀行総裁会議が開催されることになっております。これが自然豊かで海・山の幸に恵まれた宮城が注目される機会になることを期待しているところです。

当指導センターも公益財団法人に移行し三年になりますが、公益法人として求められる要請に因應するため、皆様方のご協力をいただきながら日々事業に取り組んでいくところですが、被災された方々の再生支援にも鋭意取り組んでまいりましたが、今後この復興支援活動は続けてまいりたいと考えております。二年目となる「衛生水準の確保・向上事業」をはじめ、当指導センターの各種事業を円滑に進めるためには、各組合、生衛業者の皆様からのご支援が不可欠でございます。地方創生、地域の活性化がいわれる中で、利用者と密接に関わる生衛業が活気を取り戻すことが、そのまま地域の活性化に貢献するものと考えております。当指導センターとして、生衛業関係施設の衛生水準の確保・向上と生衛業の振興を図るため、常に、前を見ながら業務に取り組みたいと考えております。

終わりになりますが、本年も当指導センター事業へのご支援をお願いします。皆様のご健勝、ご繁栄をご祈念申し上げ新年のご挨拶いたします。

「創造的復興」に向けて、復旧・復興の更なる飛躍を目指す年へ



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、県民の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

生活衛生関係業者の皆様方におかれましては、地域に根ざした産業として県民の生活に不可欠なサービスを提供し、衛生的で快適な県民の暮らしづくりと地域経済の発展に御尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

昨年は、仙台育英学園高校が、夏の甲子園大会において堂々の準優勝に輝き、はつらつとしたプレーが私たち県民にたくさんの勇氣と感動を与えてくれました。また、「仙台・宮城」伊達な旅「夏キャンペーン」の開催や「仙台商みの杜水族館」の開業などにより、多くの方に宮城を訪れていただきました。さらに、防災集団移転や土地区画整理、災害公営住宅の整備による街づくりが進展したほか、JR仙石線と石巻線の全線運行再開、仙石東北ラインの開通など震災からの復興が着実に進んだ年でした。

一方、九月の関東・東北豪雨では、堤防決壊や土砂崩れ、冠水などにより住宅や公共施設、農林水産業などに大きな被害が発生しました。改めて亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。県といたしましても今後の防災対策の強化を図ってまいります。

今年、「宮城県震災復興計画（平成二十三年十月策定）」に定める「再生期」の三年目に当たります。昨年に引き続き、「迅速な震災復興」、「産業経済の安定的な成長」、「安心して暮らせる宮城」、「美しく安全な県土の形成」を政策推進の基本として、復旧・復興に向けた施策に最優先で取り組むとともに、人口減少対策や地域経済の活性化策、地方分権型社会の実現など地方創生の取組も併せて推進してまいります。

東日本大震災から間もなく五年が経過します。今なお多くの方々が応急仮設住宅などで不自由な生活を余儀なくされているなど、復旧・復興はいまだ道半ばではありますが、本県が、震災前の状態に戻す「復旧」にとどまらない「創造的復興」を成し遂げ、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と思える宮城県を県民の皆様とともに築き上げてまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

復興から新しい時代へつなげる一年



仙台市長 奥山恵美子

平成二十八年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、ご家族とともに健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国高校野球選手権大会で仙台育英高校が二十六年ぶりの準優勝を果たし、東北の底力を全国に発信してもらいました。また、仙台商みの杜水族館と地下鉄東西線の開業や、仙台国際ハーフマラソン大会、仙台ジャズフェスティバルの二十五周年など、東日本大震災を乗り越え、市民自らが長年にわたって育て上げてきた熱い想いが実績となって実を結んだ一年でした。

本年は、さらなる飛躍に向かって歩みを進めてまいります。

五月には、仙台秋保地区で「G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議」が開催されます。主要国の財務大臣、中央銀行総裁をはじめ、政府関係者や世界中のマスメディアが多数、本市に集います。仙台の自然や食、温泉、多様な文化といった魅力を世界にアピールする絶好の機会でございます。また、震災から五年が経過し、ご支援をいただいた世界各国に、着実に復興している仙台・宮城の姿を発信していきます。

さらに、今後本格化する人口減少による地域経済への変化に対しましては、若手・女性による起業の促進や安定した雇用の創出を図り、仙台が東北の牽引役となるよう、活力の増進を図ってまいります。

とりわけ、皆様方の業界により提供されるサービスや商品は、日常生活に密着した社会基盤として、市民・県民の暮らしの安定と潤いに欠かせないものでございます。公衆衛生や国民生活の質の向上に重要な役割を果たしている生活衛生関係事業者の皆様が心から感謝申し上げます。

本市の震災復興計画は終了の時期を迎えますが、引き続き、被災された方々の生活再建を進めるとともに、この経験をもちに、強靱さと回復力を備えたまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、創意と工夫により新たな道を切り開き、国内のみならず世界との関係を築きながら、震災復興からその先の未来へ躍進できるまちづくりに皆様とともに取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

新年のご挨拶



日本政策金融公庫仙台支店
支店長兼国民生活事業統轄 松園 高弘

平成二十八年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年を顧みますと、北陸新幹線の開業がメディアで多く取り上げられ、外国人観光客の増加との相乗効果もあり、国内の観光を中心に日本の自然や文化が注目を集めました。一方、火山活動や台風などの自然災害が多額の地域で発生した年でもあり、宮城県でも蔵王地区の立ち入り規制や台風十八号による河川の氾濫にみまわれ、当公庫におきましては、被害や影響を受けた事業者様からご融資・ご返済に関するご相談を数多くいただきました。

もう少し宮城県に目を向けますと、夏の甲子園で仙台育英高校が東北初の優勝まであと一步に迫る大活躍で県民を大いに元気づけたほか、九月に開催された人気グループ嵐の復興支援コンサートでは、県内のみならず東北各県からもファンが集まり、大変な盛り上がりを見せるなど、全国に向けて元気な宮城をアピールすることができたのではないかと思います。また、仙台では念願であった地下鉄東西線が開通し、仙台中心部以外の地域の活性化のほか、J R石巻線の全線開通や石巻魚市場の完成など、東日本大震災の被害が大きかった沿岸地域の復旧も一歩ずつ進みました。

平成二十八年は、五月にG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議が秋保地区で開催されます。昨年三月に仙台で開催された国連防災世界会議の際にも、宮城県の「おもてなし」の実力は証明されておりますが、今回も生活衛生業界が一体となってその実力を発揮し、国内外からのお客様に一層宮城の魅力を感じ入ってもらえるものと確信しております。

当公庫では、日常生活に密着しているサービスや商品を提供し、公衆衛生や国民生活の質の向上に重要な役割を果たしている生活衛生業種の皆さま方を支援すべく、東日本大震災復興特別貸付による利率の低減措置、およびご返済の相談への柔軟な対応などの各種支援策を適時講じ、被災地域の復興支援に全力で取り組んでおります。今後も生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合をはじめとした関係機関の皆さまとの連携をこれまで以上に強化し、生活衛生関係事業者の皆さまのための金融機関としての自覚を持って、迅速かつ丁寧な業務に努めてまいります。引き続き、公庫業務に対するご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合ならびに各組合員の皆さまの益々のご発展とご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでとーございます

平成二十七年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

厚生労働大臣表彰

(平成二十七年十月二十七日 ホテルニューオータニ)



渡邊 隆夫様
(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

(一社)全国生活衛生同業組合 中央会理事長表彰

(平成二十七年十月二十七日 ホテルニューオータニ)



紺野 正二様
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



茂泉 勝美様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

文化の日 知事表彰

(平成二十七年十一月六日 仙台国際センター)

鈴木 哲雄 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

紺野 正二 様

(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

千坂 剛 様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

宮城県知事表彰

(平成二十七年十一月二十六日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

岡崎 隆志 様 (麺類飲食業)

阿部 好孝 様 (理容)

高橋 竹子 様 (美容業)

小野 博子 様 (美容業)

森谷 和之 様 (ホテル旅館)

吉田 憲夫 様 (クリーニング)

○優良施設

「HAIR MAKE APPEAR (ヘアピブ)」

小野寺 栄子 様 (美容業)

小野寺 東 様 (麺類飲食業)

大田 武夫 様 (中華飲食)

庄子 誠 様 (中華飲食)

赤垣 信子 様 (社交飲食業)

佐藤 優子 様 (社交飲食業)

太田 博実 様 (理容)

内海 源三郎 様 (理容)

遠藤 明 様 (美容業)

小野寺 ちよみ 様 (美容業)

生島 雅世子 様 (美容業)

大宮 幸博 様 (ホテル旅館)

明石 正三 様 (クリーニング)

本郷 浩 様 (クリーニング)

○優良従業員

及川 兵之助 様 (寿司商)

三條 正実 様 (寿司商)

西城 篤子 様 (社交飲食業)

佐藤 優美 様 (社交飲食業)

公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰

(平成二十七年十一月二十六日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

鞠古 行雄 様 (寿司商)

大和田 健 様 (麺類飲食業)



各組合から

全国麺類飲食業者静岡大会への 参加と沿岸部復興支援事業 宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合

「めんは元気な健康食」をテーマの下に、十月十四日～十五日熱海後楽園ホテルにおいて、第八十一回全国麺類飲食業者静岡大会が盛大に開催され、宮城からは三十三名の参加。安心・安全を提供する麺類飲食店を目指すべく、情報交



換をし、親睦を深めて参りました。

又昨年引き続き九月二十七日(日)には、支部、町内会のご協力のもと、東日本大震災において特に甚大な被害を受けた沿岸部組合員の皆様をはじめ、沿岸部地域の復興支援を目的に「日帰りバスツアー」を実施致しました。三十五名の参加者と気仙沼四店舗、志津川二店舗の被災した組合員店舗で食べ歩きや商店街での買い物をして頂きました。この事業はお店の衛生水準の維持向上を目指すもので今後も出来るだけ開催したいと思えます。

インストラクターによる沿岸部支部 組織強化による復興支援事業 宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

東日本大震災における壊滅的被害を受けた沿岸部支部の営業再開を支援するために、社生同組合が組織のネットワークを生かし、復興支援再組織化インストラクターを任命・養成して今年で二年目になるが、難易度は極めて高い。

- 特に復興支援再組織化インストラクターと沿岸部支部組合員が一体となって被災地組合の再構築の取り組みをする。
- 経営コンサルタントとインストラクターが一緒に現地に入り込み、個別面談会を実施。
- 各地元の新聞広告に講習会の開催を掲載して

人を集めながら、地元を巻き込んだ個別面談会を実施。

- ・気仙沼・石巻・塩釜・南三陸において、個別相談会や新規加入の取り組みを推進。
- 新規組合員の復興支援加入推進も図りながら、特に支部未設立地区である南三陸町に支部創設のための基盤作りを強化して、何とか新支部の創立を実現すべく、現地での生衛経営に関する講習会、又まとまったところで、日本政策公庫融資の相談会の仮設店舗者に対しての融資の実行を進め、被害を受けた被災支部の脱退した穴埋めとして、積極的に復興支援加入促進をして再組織化をするために全力で取り組んでいる。

「」当地へア『仙台刈り』 宮城県理容生活衛生同業組合

宮城県理容生活衛生同業組合は現在一一六〇名の組合員が加入しており、日野恒雄理事長を中心に各種事業を実施し生活衛生業界発展の為に日々頑張っております。今回は教育部事業から新しいヘアメニューの提案と普及ということで活動している『仙台刈り』についてご紹介させていただきます。

『仙台刈り』とは、当組合若林支部の組合員の方が地元商店街主催の震災復興イベントを開催

するにあたり、全国の皆様からいただいた温かい励ましへの感謝と「宮城県は元気で頑張りますす！」というメッセージを伝えるため考案したご当地ヘアスタイルです。伊達政宗の兜の前立てをイメージしたアシンメトリーな前髪、両サイドは理容師の得意技であるツーブロックスタイル、そして後頭部は「震災に打ち勝つ」という思いを込めて「V(ヴィクトリー)」のシルエツトを表現しており、大人から子供まで気軽に楽しめるともおしゃれなヘアスタイルとなっております。

「ギネスに挑戦!」と銘打って開催されたイベントでは組合の協力のもと約一九〇名の同志が集まり、一丸となって記録へチャレンジしました。惜しくもギネス認定とはなりませんでした。組合員同士の絆がより一層深まったのはもちろんのこと、多くのマスメディアに取り上げられたことで理容業界をPRすることができました。今後もこの『仙台刈り』をご当地ヘアスタイルとして広めるために技術講習会を行い、営業支援メニューとして需要開拓につながるよう活動を続けていきたいと思っております。



組合事業の取り組み状況

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

平成二十七年度は三つの大きなテーマに取り組んできました。

一つ目は十六年ぶりに改定しましたクリーニング事故賠償基準です。業界の自主基準ではありますが、既に「商習慣」として定着し、市民権を得ておりクリーニング約款として認知されており、法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、大量のクレームを定形的に処理するための合理的基準です。平成二十七年十月一日の施行日に合わせて、前もって解説書を配布し、講習会を開催して周知徹底を図ってきました。施行から三ヶ月経過しておりますが、現場での理解がまだまだ不十分のため再度講習会の開催を予定しております。

二つ目は平成二十八年十二月一日から変更になるクリーニングJIS規格への対応です。衣料品にはJIS規格に則ったクリーニングの取り扱い絵表示が付いておりますが輸入障壁をなくすためにJISをISOに合わせるよう国が決めたものです。取り扱い絵表示の変更による、現場での混乱が予想される為、講習会の開催や情報提供を今後とも続けて行きます。

三つ目は日頃地域の活性化に活躍されているご当地キャラクターさんへの感謝状とリフレッ

シュしていただくためのクリーニングギフト券の贈呈です。みやぎ大崎ふつつ共和国広報大臣として活躍されているパタ崎さんへ昨年の九月大水害の直後でしたが、関係者の皆様にお集まり頂いて感謝状を贈呈してきました。



全国中華料理業宮城大会開催

宮城県中華飲食生活衛生同業組合

平成二十七年十一月十一日(水)仙台市の江陽グランドホテルに於いて「第四十八回全国中華料理業宮城大会」が盛大に開催されました。

この大会は「復興五年目へ前進」感謝と希望を宮城から」をテーマとして、震災の際に頂いた全国からのご支援に改めて感謝を伝えるとともに、復興に向けて取り組む姿から希望をお伝えする事を目的としました。

午後二時から開催された大会式典は、各県組合旗の入場行進から始まり、開会宣言、国歌斉唱、黙祷に続き、宮城県組合佐藤理事長の大会実行委員長挨拶、全中連会長の所信表明、業界功績者表彰、大会宣言採択、大会スローガン採択、意見発表等の全ての次第を熱気に包まれる中終了し、盛況のうちに閉会となりました。

続いて午後五時三十分より開催された交流会は、宮城県組合佐藤理事長の開演の挨拶に始まり、全中連会長挨拶、来賓紹介等につき、指導センター佐藤勘三郎理事長の乾杯の音頭で和やかに歓談が始まりました。アトラクションは、常盤木学園フラ同好会によるフラダンスショー、青葉城恋唄でお馴染みの「さとう宗幸」のステージ、各祭連から選抜された「伊達の舞」によるすずめ踊りをお届けし大好評を頂き、笑顔が溢れ



る交流会は盛会裏に御披良喜となりました。ご臨席を賜りました皆様方の温かいご協力のお陰をもちまして、楽しく盛り上がった交流会となりましたこと改めて深く感謝申し上げます。



指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組みますので、ご支援いただきますようお願いいたします。

① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。特に「東日本大震災復興支援情報」コーナーの更新・充実を図っています。

③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

④ 健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業の

お店が感染症の感染、感染拡大の場とならないための「衛生講習会」を開催しました。昨年に続き二回目で、今回は県北の大崎市で開催しました。

⑤ 消費者等コールセンター事業

平成二十六年度中に県内の消費生活相談窓口に寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口の情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

⑥ 標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚生労働大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

⑧ 全国センター委託事業

景気動向調査、経営状況調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き衛生水準確保・向上事業、東日本大震災復興支援事業にも取り組んでいます。

⑨ 県の委託事業

（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の

推薦事務を県から受託し、推薦書を発行しています。

**衛生水準の確保・向上事業推進会議
を開催しました**

生活衛生営業の近代化、合理化を推進するため、衛生水準の確保・向上事業が平成二十六年から実施され、本年度は二年目となります。



県内の生活衛生同業組合、宮城県、仙台市、日本政策金融公庫仙台支店及び当指導センターがメンバーとなった推進会議を平成二十七年十月一日に開催しました。

この会議では、関係機関や関係団体が連携し、生活衛生同業組合の周知広報や組合加入促進のための取組みを重点的に展開することについて確認しました。

なお、二回目の推進会議は平成二十八年二月に開催し、各行動計画に基づいて実施した事業について報告・評価することとしております。

― 組合の組織強化拡大と業界発展のため、
組合加入を呼びかけましょう ―



クリーニング師研修・ 業務従事者講習について

クリーニング師研修・業務従事者講習は三年を1クールとして開催しており、平成二十八年度からは第10クールとなります。

この研修・講習は、クリーニング業法により義務付けられている法定の研修・講習制度で、宮城県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し当指導センターが実施しております。

研修・講習の目的は、①衛生法規や洗濯物の処理等の知識・技術の普及、②消費者擁護の観点からのクリーニングの事故防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

クリーニング業は、不特定多数の顧客の衣類を取り扱うことから、常に衛生管理や事故の防止に注意を払いながら営業を行う必要があります。

第9クルールの三年間(平成二十五年度～二十七年)の受講者は、クリーニング師二六二名、業務従事者四三八名でした。登録されているクリーニング師の受講率は三十七%に留まっております。

クリーニング師の皆様、クリーニング業務従事者の皆様、研修・講習を受講いたしましたよう。

経営者の皆様、研修・講習受講の機会を与えましょう。

クリーニング師・クリーニング業務従事者は
三年に一度は研修・講習を
受講いたしましょう。



「衛生講習会」を開催いたしました

平成二十七年十一月十六日に「衛生講習会」を開催いたしました。本講習会は昨年に続き二回目、今回は県北の大崎市で開催いたしました。不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が感染症の感染あるいは感染拡大の場とならないためにと実施しているものです。

当日は、生衛業者の方々をはじめ約四十人の参加がございました。

演題は「最近の感染症の話題」、「生衛業の振興と衛生について」としました。特に感染症に関しては、インフルエンザ、ノロウイルスなどの多発時期を迎えるにあたって、その原因から感染経路、予防法にいたるまで詳細に解説していただきました。また、生衛業の振興と衛生に関しては、各業法による衛生保持を補完するものとして生衛法があり、国民生活に密着した業種である生衛業の健全な経営により衛生の保持が期待でき、それが利用者の利益にも繋がるものとの解説がありました。

今回の「衛生講習会」は各生衛業者の皆さんがお客様から信頼していただくための取り組みの参考にと企画しました。アンケートでは厳しい評価もございましたが、多くの方から「かなり参

考になった」、「ある程度参考になった」との回答もいただきました。生衛業者の皆さんの感染症や衛生に対する関心の高さを示すもので、今後の営業に活かしていただけるものと感じております。

なお、今後の取り組みについては、アンケート結果を参考に検討することとしております。



標準営業約款制度

◎ 理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の営業者は、「Sマーク」の登録をしましょう！

「Sマーク」は



利用者に「安全、清潔、確かな技術」を約束するお店です。

当センターでは、近年、消費者・利用者が何よりも重視している「安全、安心」に込えられるよう、厚生労働大臣の認可を得て営業方法や取引条件に関して定められた「標準営業約款」に従って営業を行っていただくお店の登録を積極的に推進しております。

「Sマーク」登録店は、利用者にとって信頼できるお店の証となるとともに、営業者にとってもお店のピーアールになるほか日本政策金融公

庫から運転資金を借りる際最大0.55%もの金利優遇が受けられるメリットがあります。

関係業種の未登録の営業者におかれましては、お店の経営基盤を強化する観点からも経営戦略の一環として、是非この機会に積極的に登録を進めていただきますようお願いいたします。

※運転資金の金利優遇について

- ・日本政策金融公庫から振興事業貸付（運転資金）を借り入れる場合、当センターが発行する「標準営業約款登録営業者であることの証明書」により金利優遇が受けられます。
- ・優遇される金利は、登録営業者に対する通常の0.4%と振興事業貸付で一定の要件に該当（組合から一定の会計書類の準備や事業計画の確認を受けた方）する場合の0.15%です。
- ・500万円の運転資金を5年返済で借り入れた場合、最大69,800円の利払いが少なくて済みます。

◎登録は二月一日と八月一日の年二回です。

遅くとも登録日前月の上旬までに当センター若しくは所属組合に申込みされるようお願いいたします。

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター役員

理事長	佐藤勘三郎	(ホテル旅館・理事長)
副理事長	上村 孝	(社交飲食業・理事長)
〃	日野 恒雄	(理容・理事長)
専務理事	千葉 文明	(指導センター)
理事	深瀬 和夫	(寿司商・理事長)
〃	前田 義博	(麺類飲食業・理事長)
〃	佐藤 豊	(中華飲食・理事長)
〃	千田 恵一	(料理業・理事長)
〃	岩渕 栄市	(喫茶飲食・理事長)
〃	加藤 一之	(食肉・理事長)
〃	菱沼 久男	(美容業・理事長)
〃	加藤 慶藏	(映画協会・会長)
〃	木村 仁則	(公衆浴場業・理事長)
〃	大久保圭司	(クリーニング・理事長)
監事	千葉 吉郎	(食肉・副理事長)
〃	阿部 忠	(理容・副理事長)

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター評議員

平塚 勝	(寿司商・副理事長)
作間 照男	(麺類飲食業・副理事長)
小原喜公夫	(中華飲食・副理事長)
越河 裕子	(社交飲食業・副理事長)
岩渕弘一郎	(料理業・副理事長)

阿部 亨	(喫茶飲食・理事)
高平 巖	(食肉・副理事長)
大山 伸人	(理容・副理事長)
熊谷 千代	(美容業・常任理事)
橋村小由美	(映画協会・副会長)
森谷 和之	(ホテル旅館・副理事長)
後藤 登	(公衆浴場業・監事)
坂本 兼也	(クリーニング・副理事長)
伊藤 秀則	(中小企業診断士)
高橋 勝美	

(NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット・理事)



生活衛生関係営業の景気動向等調査結果 (2015年7～9月期)

飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの動向

1 景気動向

～緩やかに持ち直しの動きが続く宮城県的生活衛生関係営業の景況～

業況判断DI

- 業況判断DIは、前期から12.8ポイント低下して▲17.1となった。前年同期に対しては9.0ポイント上回り、2期連続で前年同期の水準を上回った。
- 来期の見通しは7.1となり、10.0ポイントの上昇を見込んでいる。

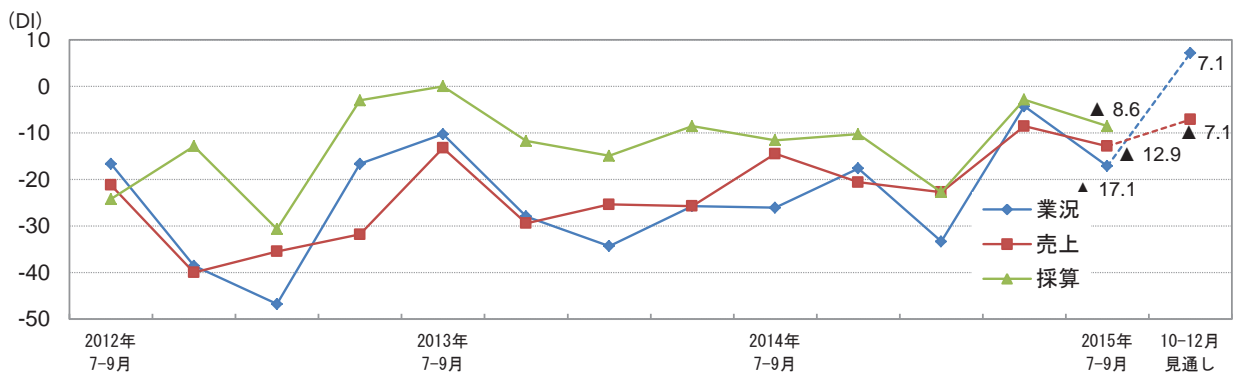
売上DI

- 売上DIは、前期から4.3ポイント低下して▲12.9となった。前年同期に対しては1.6ポイント上回り、4期連続で前年同期の水準を上回った。
- 来期の見通しは▲7.1となり、5.8ポイントの上昇を見込んでいる。

採算DI

- 採算DIは、前期から5.7ポイント低下して▲8.6となった。前年同期に対しては3.0ポイント上回り、2期連続で前年同期の水準を上回った。

【業況判断、売上、採算の各DI推移】

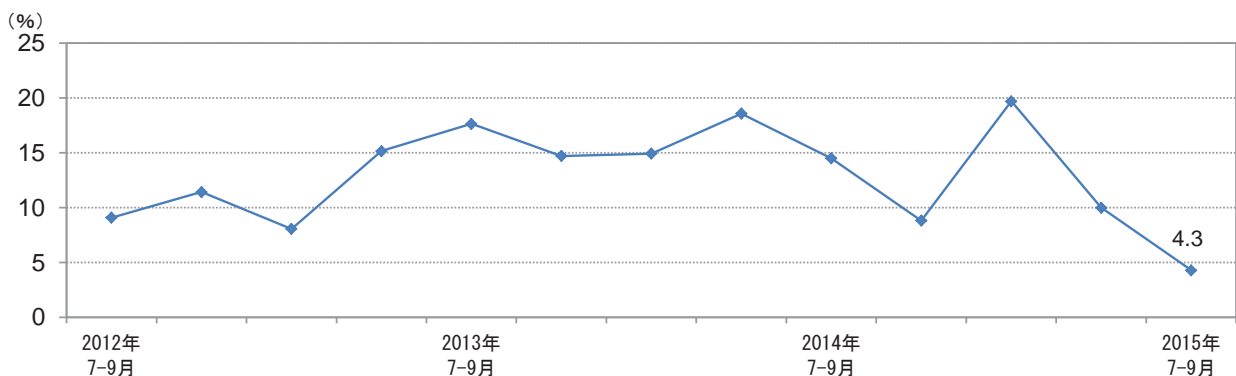


2 設備投資動向

～回復に弱さが見られる宮城県的生活衛生関係営業の設備投資～

設備投資を実施した企業の割合は、前期から5.7ポイント低下して4.3%となった。前年同期に対しては10.2ポイント下回った。

【設備投資実施割合の推移】



生活衛生同業組合の組合員の皆さまへ

生活衛生貸付のご案内

**** 多くの生活衛生関係営業の皆さまにご活用いただいています ****

【活用例】

400万円借入れをして、
震災後もそのまま使用している
店舗の改装をしたい！

振興事業貸付利用

- 衛生水準が向上し、店のイメージアップに成功
- 新規顧客の獲得に成功し、売上アップ

<ご返済例>

7年返済にすると…

(振興事業貸付で東日本大震災復興特別貸付(被害証明書なし)を適用してご利用の場合)

→適用利率は年0.55%(平成27年11月13日現在)

借入当初のご返済月額は約5万円*です。

*元金と利息の合計額です。元金均等返済の支払利息はお借入残高に応じて変動します。

取扱い融資制度の例

資金名	振興事業貸付(注1)	生活衛生改善貸付
ご利用いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター)の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金:1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内(注2) 運転資金:5,700万円以内	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備:18年(2年)以内 運転:5年(6ヵ月)以内 [特に必要な場合 7年(1年)以内]	設備:10年(2年)以内 運転:7年(1年)以内
利率(年)	基準利率、特別利率A・B・C	特別利率F

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注2) 業種によって異なります。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

【仙台支店】 TEL 022-222-5173

【石巻支店】 TEL 0225-94-1201

【一関支店】 TEL 0191-23-4157



業務用エアコン・冷蔵冷凍機器に充填されているフロン類の規制が厳しくなりました！ (平成27年4月～)

規制強化

ポイント

1. **機器の簡易点検・記録簿の記載(3ヶ月毎)が義務付けられます。**
(一定規模以上の大型機器※1は、専門家の定期点検(年1回以上※2)が必要)
2. **機器へのフロン類の充填は修理後が原則となります。**
3. **多量に※3フロン類を漏えいした場合は、国に報告が必要です。**

(注)機器の管理が著しく不十分な場合、知事の指導や命令、罰金(50万円以下)の対象となることがあります。

※1: 圧縮機の出力が7.5kW以上の機器 ※2: 圧縮機の出力が7.5～50kWのエアコンは3年に1回以上

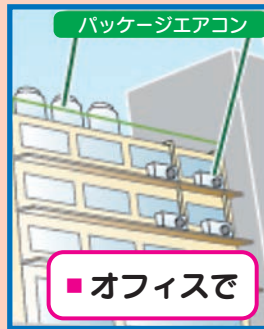
※3: 事業者全体でのフロン類の算定漏えい量※4が各年度1000 CO₂-ト 以上の場合

※4: 算定漏えい量(CO₂-ト) = Σ(冷媒区分ごとの((充填量(kg) - 整備時回収量(kg)) × GWP※5)) ÷ 1000

※5: GWP = 地球温暖化係数

→ = 漏えい量

この法律で規制対象の機器と用途



※これらの他にも、規制対象の機器には、「冷水機」や「工業用の大型冷凍機(ターボ冷凍機)」などがあります。

※所有機器がこの法律の対象となるか不明な場合は、機器メーカーやメンテナンス業者へお問い合わせ下さい。

必要な対策は…?

- エアコンや冷蔵冷凍機器が法律対象の機器かを確認しましょう。
- 機器の所在、圧縮機的能力、フロン類の冷媒番号等を把握しましょう。

機器の表示

パッケージエアコン(第一種特定製品)
型式: ABC0000ACD

電源 3φ 200V
圧縮機出力 15kW
冷媒 R410 9.0Kg
冷房能力 45.0kW

株式会社〇〇電器
連絡先: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

「第一種特定製品」や
「フロン排出抑制法対象製品」
と表示があれば、**対象**です。

(注)平成14年以前の機器には、これらの表示がない場合がありますので、不明な場合はメーカーにお問合せください。

フロン類とは?

・・・冷蔵庫やエアコンに冷媒として使用される化学物質です。
代替フロン(HFC)とオゾン層を破壊する特定フロン(CFC, HCFC)があります。
冷媒番号 [R-12] [R-22] [R-134a] [R-404] [R-410] が代表的なフロン類です。

問合せ先

仙台市内 宮城県 環境生活部 環境政策課 温暖化対策班
仙台市外 県内各保健所環境廃棄物班 (仙南・塩釜(岩沼)・大崎・石巻・気仙沼)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h27freon.html>

詳しくは、

[画像出典]
フロン排出抑制法
パンフレット
(H27.1 国土交通省
/経済産業省/環境省)

「障害者差別解消法」が平成28年4月から全国で施行されます





この法律は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（**不当な差別的取扱い**）をいいます。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（**合理的配慮**）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害のある人に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 (個人事業者・NPO等の非営利法人も含む)	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害のある人に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

●詳細は内閣ホームページ参照 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

仙台市では、平成28年4月施行を目指して、独自の条例を検討しています。


仙台市では、現状の把握のため、障害による差別と感じた事例や配慮があつて助かった事例を募集し、差別と感じた事例は528件、配慮の事例は68件寄せられました。

こんな事例が寄せられました！

 盲導犬を連れて店に入ると出て行ってくれと言われる。

→障害のある人をサポートする「盲導犬」などは身体障害者補助犬法により、様々な場所に同伴することができ、店舗や旅館、交通機関等には受入義務があります。



 買い物の時に、用意されていたホワイトボードを使って商品説明等をしてもらい、助かりました。

→聴覚障害の人に筆談をする、視覚障害の人に書類を読みあげる、知的障害の人に絵や写真で説明するなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



障害や障害のある人への配慮について正しい理解を進めるため、いただいた事例をもとに事例集を作成し、各関係機関で配付しています。その他にも、仙台市民全体の取り組みとして障害による差別解消を進めるため、条例の検討と合わせて様々な取り組みを行っています。



詳細は仙台市ホームページをご覧ください。
http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/barrierfree/1214635_1717.html

宮城県には、次の13業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (仙台たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒980-0023 仙台市青葉区北目町6-7-2 F	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台第2協立ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒982-0841 仙台市太白区向山1-1-16 (東洋館内)	TEL・FAX 022-222-7019
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒987-0301 登米市米山町字善王寺中新田157-10	TEL・FAX 0220-55-2624
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (東一中央ビル7F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-1-12 後藤コーポ109号	TEL・FAX 022-213-4911
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は業界を代表する組織ですので、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。

お問い合わせ

宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12
後藤コーポ107号
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

